

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 21 年 2 月定例会

第 1 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 20 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 11 月定例会会議録

---

平成 21 年 2 月 16 日月曜日

---

議 事 日 程 第 1 号

平成 21 年 2 月 16 日 ( 月 ) 定例会

午後 2 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 号 平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 7 議案第 3 号 平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算
- 第 8 議案第 4 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

以 上

---

本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	4
第 2	会期の決定	4
第 3	議長の報告	4
第 4	管理者の報告	4
第 5	議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の 旅費に関する条例の一部を改正する条例	5
第 6	議案第 2 号 平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計 補正予算(第 2 号)	6
第 7	議案第 3 号 平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算	7
第 8	議案第 4 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務 組合規約の一部変更の協議に関し議決を求め ることについて	10

出席議員(13名)

議 長	齋 藤	功 君
副議長	福 田	利 喜 君
1 番	伊 藤	安 男 君
2 番	小 鯖	利 弘 君
3 番	菅 野	広 紀 君
4 番	菊 池	孝 君
5 番	岩 崎	松 生 君
6 番	菅 原	規 夫 君
7 番	三 浦	隆 君
8 番	高 橋	靖 君
9 番	平 松	福 一 君
10 番	平 田	武 君
11 番	藤 倉	泰 治 君

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副管理者	甘 竹 勝 郎 君
副管理者	中 里 長 門 君
副管理者	加 藤 宏 暉 君
事務局長	山 崎 義 勝 郎 君
総務課長	新 沼 拓 郎 君
事業課長	橋 本 英 雄 君
事業課主幹	北 野 和 敏 君
会計管理者	前 川 公 二 君
監査委員	佐 藤 稻 満 君

---

事務局職員出席者

総 務 課				
課長補佐	菊 池 公 男			
総 務 課				
総務係長	熊 谷 善 男			
事 業 課				
技 師	中 野 智 洋			
幹 事	白 澤 良 一			
幹 事	寺 菅 野 英 樹			
幹 事	佐 藤 野 直 人			
幹 事	中 里 藤 正 文 学			
監査委員				
事務局書記	前 川 正 志			

---

## 午後 2 時会議を開く

議長（斎藤 功君） 本日の出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

只今から本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、7 番、三浦隆君、8 番、高橋靖君の両名を指名いたします。

---

議長（斎藤 功君） 次に日程第 2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに決定をいたしました。

---

議長（斎藤 功君） 次に日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 4 号までの議案 4 件の送付がありましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇を願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

管理者（野田 武則君） 平成 21 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり広域ごみ処理施設岩手沿岸南部クリーンセンターの整備運営に向けた現在の状況及び平成 21 年度の取り組みについてご報告申し上げます。

今日、世界経済の情勢及び国内の景気は、後退の一途をたどっており、当

沿岸南部地域を取り巻く経済情勢も一段と厳しいものになってきております。このような中、岩手沿岸南部クリーンセンターの整備におきましては、昨年8月の契約締結後、これまで施設本体の設計協議や周辺環境整備に取り組んでまいりました。組合といたしましても、現在の雇用情勢の悪化に鑑み、設計協議中の本体工事とは別に、上下水道や取り付け道路などの周辺環境整備におきまして、沿岸南部地域の経済活性化のために可能な限り工事の前倒しにつきまして、事業者側への要請を行っております。

工事の進捗状況であります。周辺環境整備につきましては、施設本体の工事に先立ち、昨年12月から取り付け道路等の工事に着手しておりますし、施設本体の建築確認につきましては、この2月19日に申請できる運びとなっております。これにより、本年5月には建築確認の許可が下りる見通しとなりましたことから、事業者側では5月中に起工式を行い、本体工事に本格的に着手する計画とのことであります。

工事の本格着工とあわせ、平成21年度におきましては、全体工事費の約4割程度を予算計上しております。

本日の定例会には、地方自治法の一部改正に伴います当組合の関係条例の改正及び平成20年度組合会計補正予算、平成21年度組合会計予算などについてご提案をしております。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。私からの報告といたします。

議長（斎藤 功君） 以上で管理者の報告を終わります。

---

議長（斎藤 功君） 日程第5、議案第1号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長（山崎 義勝君） 只今、議題に供されました議案第1号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

この条例は、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもので、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第15号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わり。第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(斎藤 功君) ご異議なしと認めます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤 功君) 日程第6、議案第2号平成20年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長(山崎 義勝君) 只今、議題に供されました議案第2号平成20年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

別冊の平成20年度補正予算書の1ページをご覧願います。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,915千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ546,175千円としようとするものでございます。

補正予算書の2ページから順次ご覧をいただきたいと思えます。

第1表歳入歳出予算補正につきまして、本補正予算案の概要をご説明いたします。

歳入の主な内容といたしまして、第1款分担金及び負担金につきましては、事務費及び事業費の増減に伴う構成市町からの分担金の増額、減額を計上しております。

第3款国庫支出金につきましては、平成20年度事業費に伴う交付金の確定による減額を計上しております。

第6款繰入金につきましては、平成18年、平成19年度に交付基準額を超える交付金相当額を積立していた分を今次補正予算において基金からの繰入を計上しております。

第7款繰越金につきましては、前年度繰越額につきまして、既決予算額との差額を計上しております。

第9款組合債につきましては、平成20年度事業費に伴う交付金が確定したことから、組合負担分について、一般廃棄物処理施設整備事業債を充当し、既決予算額との差額を計上しております。

次に歳出の主な内容につきましてご説明をいたします。第2款総務費につきまして、職員6人分の給与費について決算見込みに伴う減額を計上しております。

また、設計施工監理業務委託費の減額による一般財源については、事業費が増大する平成22年度に充当するため財政調整基金積立金に計上しております。

第3款衛生費につきましては、事業費支弁職員3人分の給与費について決

算見込みに伴う減額を計上しております。また、設計施工監理業務委託費の確定に伴う既決予算額との差額を減額計上しております。

4 ページをご覧ください。第 2 表債務負担行為補正につきましては、設計施工監理業務委託の委託費が確定したことに伴う後年度の負担額を 140,775 千円から 99,866 千円に変更し計上しております。

5 ページをご覧ください。第 3 表組合債補正につきましては、岩手沿岸部クリーンセンターの平成 20 年度出来高と交付金の確定に伴う組合債の発行限度額を 18,100 千円から 210,400 千円に増額変更し計上しております。

なお、ただ今説明いたしました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上議案第 2 号平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第 2 号)につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(斎藤 功君) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤 功君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(斎藤 功君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤 功君) 日程第 7、議案第 3 号平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長(山崎 義勝君) 只今、議題に供されました議案第 3 号平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきましてご説明を申し上げます。

別冊となっております予算書の 1 ページをご覧ください。本予算案は、歳入歳出の総額を 3,763,558 千円としようとするもので、平成 20 年度当初予算と比較し、2,544,760 千円の増加、208%の増となっております。これは平成 21 年度から施設本体の建設工事に本格的に着手することに伴い、建設に要する経費を大幅に増額計上したためであり、衛生費を除いた平成 20 年度の当初予算額との比較では、6,800 千円、約 10%の増となっております。また、事業費の増額に伴いまして、一時借入金の限度額を平成 20 年度予算額の 20,000 千円から 1,000,000 千円に引き上げております。

予算書の 1 ページから順次ご覧いただきたいと存じます。第 1 表歳入歳出予算について、予算の概要をご説明いたします。

はじめに歳入についてですが、第 1 款分担及び負担金は、組合を構成する



釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町からの分担金につきまして、均等割 10%、平成 20 年度の計画ごみ量に基づいた利用割 90%の割合で算定した額、481,001 千円を計上しております。平成 20 年度当初との比較では、249,198 千円、107%の増となっております。

第 3 款国庫支出金につきましては、建設工事に伴う交付金 969,332 千円を計上しておりますが、平成 20 年度当初と比較し、680,152 千円、235%の増となっております。

第 9 款組合債につきましては、平成 21 年度から施設本体の建設に本格的に着手することから、起債について一般廃棄物処理施設整備事業のごみ処理施設整備事業債、限度額 2,312,200 千円を計上しております。

次に歳出についてですが、第 2 款総務費は、68,198 千円で、平成 20 年度当初予算額より 906 千円の増、1.3%の増となっております。

第 3 款衛生費につきましては、建設工事、設計施工監理業務委託費、職員 3 人分の給与費及び用地賃借等の経費として 3,688,082 千円を計上しており、平成 20 年度の当初予算額と比較して 2,537,960 千円、約 20%の増となっております。

平成 21 年度事業の主な内容といたしましては、岩手沿岸南部クリーンセンター建設費用の全体の約 40%相当、設計施工監理業務委託料、建設用地の賃借料等を計上しております。

第 4 款公債費につきましては、平成 20 年度事業費にかかる組合債の借入に関する利子償還金及び一時借入金の利子、約 5,129 千円を計上しており、平成 20 年度の当初予算額より、5,079 千円の増となっております。

予算書の 4 ページ、第 2 表組合債につきましては、岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業に充当する組合債の発行予定額を計上しております。なお、ただ今ご説明申し上げました平成 21 年度予算の詳細につきましては、同じ別冊となっております予算に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第 3 号平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） 質疑を許します。

議員（藤倉 泰治君） 議長。

議長（斎藤 功君） はい。11 番、藤倉議員。

議員（藤倉 泰治君） 一点お尋ねします。分担金についてお尋ねしますが、分担金の基になるのは、一番大きいのは各構成市町のごみ収集量だという風に思いますが、そのことについては、各市町でごみ減量が進んでいるというような話もお聞きしましたけれども。このクリーンセンターが出来ることによって、構成市町全体、地域全体がごみの減量が進めば、非常にいいのでは

ないかと思うわけですが、そういう意味では、組合の方として、全体として地域内のごみ減量が進むような取り組みとありますが、これら进行处理することが主な仕事となるわけですので、若干立場が違うかとは思いますが、やはりクリーンセンターが出来たことによって、それぞれの地域のごみ減量が進むというようにして行く必要があるのではないかと思うわけですが、組合としてその辺の考え方についてお尋ねしたいという風に思います。

議長（斎藤 功君） 事務局長。

事務局長（山崎 義勝君） 今の藤倉議員さんのご質問にお答えしたいと思いますけれども、まずごみの減量化というのは全く時代の趨勢だと思っております。そういう観点で組合でも各構成市町の幹事の方々と情報収集、情報交換しております。それぞれの各市町がごみ減量に一生懸命取り組んであります。ということで、組合としましては、直接こうしてくださいとかいう関与はできませんけれども、これは時代の趨勢だということで、ごみ減量については、組合といたしましても各構成市町と一緒にやりながら、色んな、なんて言うんですかね、アイデアとか、そういうものは協議したり、勉強していきたいと思っております。いずれごみ減量というのは時代の趨勢ですから、組合としても努力すると、こういうことになると思います。

議長（斎藤 功君） 11番。

議員（藤倉 泰治君） 併せてあの一、関連してお聞きしますけれども、私はあの一、ごみ減量というのは、組合としてもその一、循環型社会何とか地域計画というものを策定しているし、それは組合の重要な仕事だという風に思うのですが、その計画を作っている立場から、もっと積極的にその一ごみ減量について、関っていくことがより重要ではないかという風に思うわけですが、そういう点からいって、例えば各構成市町の色んな様々なその分別とかですね、リサイクル、或いは生ごみの処理方法とか集団回収、色々あると思うのですが、そういったもののお互いの取組み状況を交換することによって、地域全体としてごみ減量を進めていくと、そういう風な積極的な意味もあるのではないかと思うのですが、その点でのこの、管内のその取組み状況或いはごみ収集の取組み、到達状況などの積極的な公開とありますが、交換とありますが、そういうものを地域住民まで含めた形でやっていくことも重要ではないかと思うのですが、ちょっと大きな問題になりますけれども、一つお答え願いたいと思っております。

議長（斎藤 功君） 事務局長。

事務局長（山崎 義勝君） まずごみ減量をすれば、当然これから組合で運営する維持管理費、こういうものも間違いなく減ります。そういう観点からも、組合といたしましても是非ごみ減量一生懸命頑張らなければならない。これは、これは構成市町で頑張りたいと思っております。そういった中で今言った循環型社会の計画ということでですね、一つの計画を立てて、色々やっておりますが、事務局の方でですね、各構成市町の方からごみの発生量、それから焼却処理した量とか、或いは資源物として回収した量とか、こういう物

質収支の表を作っております。こういうものにつきましては、あの一形上なんですけれども、ホームページに掲載しております。そういうことからですね、これは単なるホームページだけではなくてですね、やはりごみ減量というものは、あの一広域の全体の方々に知ってほしいということから、そういう方法論についてもできる限り住民の方々に知っていただくと、こういう考え方を持って、あの一、進めたいと思います。

議長（斎藤 功君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） はい。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第8、議案第4号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長（山崎 義勝君） 只今、議題に供されました議案第4号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

この議案は平成21年3月31日をもって解散する岩手中部地区市町村圏事務組合を同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させ、平成21年4月1日に盛岡地区衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡地区衛生処理組合に係る議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を同日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約を一部変更することの協議に関し議決を求めようとするもので、地方自治法第292条において準用する同法第290条の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） 質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(斎藤 功君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤 功君) 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。各位には、熱心にご審議をいただき誠にありがとうございます。

これをもちまして平成 21 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。

午後 2 時 28 分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長 斎 藤 功

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 三 浦 隆

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 高 橋 靖